



島根県報

令和8年10月2日（金）

号外 第 100 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

告 示**島根県告示第549号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年10月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	掛合上阿井線	雲南市掛合町掛合3682番1地先から同 663番3地先まで	メートル 141.35	令和8年 10月2日	雲南県土整備 事務所	
〃	吉田奥出雲線	雲南市吉田町深野646番14地先から同番 13地先まで	46.28	令和8年 10月2日		
〃	〃	雲南市吉田町曾木773番6地先から同 774番5地先まで	27.18	令和8年 10月2日		
〃	〃	雲南市吉田町曾木755番10地先から同 757番18地先まで	176.85	令和8年 10月2日		